

第42期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

- ・ 新株予約権等に関する事項
- ・ 内部統制システム整備の基本方針
- ・ 連結株主資本等変動計算書
- ・ 連結計算書類の連結注記表
- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ 計算書類の個別注記表

(2020年3月1日から2020年8月31日まで)

株式会社良品計画

法令及び当社定款第15条の規定に基づき、当社ホームページに掲載することにより株主の皆様提供しております。
--

新株予約権等に関する事項

1. 当社役員が有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2020年8月31日現在）
- ・新株予約権の数 630個

内452個、新株予約権 1 個につき1,000株（第2～18回新株予約権）

内178個、新株予約権 1 個につき100株（第19回新株予約権）
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式469,800株
- ・保有者 取締役（社外取締役を除く）

名称	発行決議日	保有人数 (名)	株数 (株)	権利行使期間	
				自	至
第2回新株予約権	2004年5月26日	2	14,000	2005年4月7日	2024年5月31日
第3回新株予約権	2005年5月25日	2	18,000	2005年6月15日	2025年5月31日
第4回新株予約権	2006年5月24日	1	7,000	2006年7月13日	2026年5月31日
第5回新株予約権	2006年5月24日	1	4,000	2006年7月13日	2026年5月31日
第6回新株予約権	2007年7月3日	2	13,000	2007年7月20日	2027年5月31日
第7回新株予約権	2008年7月2日	3	32,000	2008年7月18日	2028年5月31日
第8回新株予約権	2009年7月13日	3	48,000	2009年7月29日	2029年5月31日
第9回新株予約権	2010年7月9日	3	57,000	2010年7月27日	2030年5月31日
第10回新株予約権	2011年6月1日	3	57,000	2011年6月17日	2031年5月31日
第11回新株予約権	2012年6月13日	3	54,000	2012年6月29日	2032年5月31日
第12回新株予約権	2013年6月12日	4	34,000	2013年6月28日	2033年5月31日
第13回新株予約権	2014年6月4日	4	24,000	2014年6月20日	2034年5月31日
第14回新株予約権	2015年5月27日	5	19,000	2015年6月12日	2035年5月31日
第15回新株予約権	2016年6月8日	5	14,000	2016年6月24日	2046年5月31日
第16回新株予約権	2017年6月7日	5	14,000	2017年6月23日	2047年5月31日
第17回新株予約権	2018年6月6日	5	12,000	2018年6月22日	2048年5月31日
第18回新株予約権	2019年6月19日	6	31,000	2019年7月5日	2049年5月31日
第19回新株予約権	2020年6月24日	6	17,800	2020年7月10日	2050年5月31日

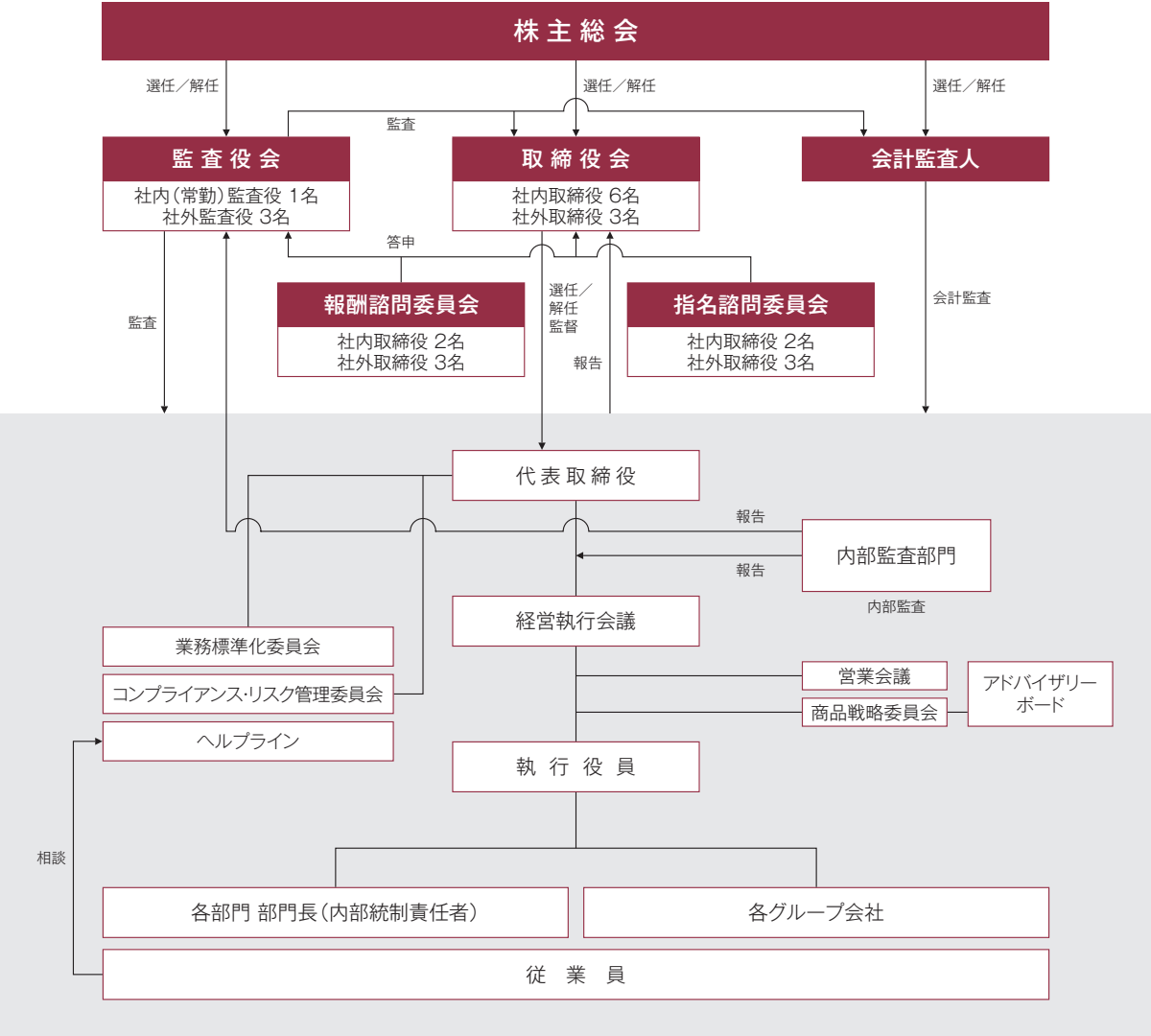
（注）上記新株予約権の目的となる株式の数は、2019年9月1日付で実施された株式分割（1：10）後の数値を記載しております。

2. 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

- ・新株予約権の名称 第19回新株予約権
- ・発行決議の日 2020年6月24日
- ・交付対象者及び人数 当社執行役員 12名
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式 18,500株
- ・新株予約権の数 185個(新株予約権1個につき100株)
- ・権利行使期間 2020年7月10日から2050年5月31日まで
- ・権利行使時の払込金額(1株当たり) 1円
- ・新株予約権の行使の条件
 - 1) 当社の取締役及び執行役員の地位を喪失した日の翌日から行使することができる。
 - 2) 上記1)に拘わらず、新株予約権者が権利行使期限1年前までにその地位を喪失しなかった場合、その翌日から行使期限までに限り、新株予約権を行使することができる。

内部統制システム整備の基本方針

[コーポレートガバナンス体制]



(2020年8月31日現在)

当社の内部統制システム基本方針として取締役会にて決議をした事項は次のとおりです。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・方針

- (1) 取締役会は、法令・定款が定める取締役会で決議すべき事項のほか、社内規程にて取締役会で決議すべき重要な経営に関わる事項及び各会議体で決議すべき事項を定めることとし、これらに従い取締役会及び各会議体において総合的に検討して意思決定することとします。
- (2) 当社から独立した社外取締役及び社外監査役を選任し、十分な監督体制を設けることとします。各種専門的な分野における委員会を設置し、適切に審議することとします。
- (3) コンプライアンス活動及びリスク管理をより実効的にするため、重要な課題を「コンプライアンス・リスク管理委員会」で適切に審議することとします。
- (4) 倫理・法令遵守に係る概括的な規定として行動指針を整備し、取締役はこれを遵守するよう徹底することとします。
- (5) 当社は、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して、弁護士や警察等と連携できる体制を構築し、毅然とした姿勢で組織的に対応することとします。

・運用状況の概要

- (1) 社内規程にて取締役会又は各会議体で決議すべき事項を規定した規程に基づき、総合的に検討して意思決定をしております。
- (2) 当社は、独立した3名の社外取締役及び3名の社外監査役を選任し、取締役会の監督機能を確保しております。また、それぞれの独立した社外取締役及び社外監査役は、独立した立場から活発に意見を述べております。
- (3) 各種委員会は定期的開催され、取締役、執行役員、部門長をメンバーとして、問題点の把握及び改善を迅速かつ具体的に進めております。また、「指名諮問委員会」及び「報酬諮問委員会」を設置し、各々社外取締役を委員長として、役員人事及び役員報酬の決定の透明性・公平性を確保しております。
- (4) 「コンプライアンス・リスク管理委員会」は年2回以上開催され、コンプライアンス及びリスクに関する情報を収集したうえで重要な課題を審議し、取締役会に報告しております。また、当社が置かれた状況及び社会的な背景に鑑みて改善すべき課題を随時認識し、情報の収集体制及び取締役会への報告内容の改善に取り組んでおります。
- (5) 「良品計画グループコンプライアンス行動指針」を定め、社内のインフラに掲載するとともに、取締役、監査役、執行役員、使用人に配布する冊子にも併せて掲載しております。
- (6) 当社は、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して、弁護士や警察等と連携して、定期的に情報交換を行っております。

2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・方針 (1) 意思決定の際には損失の危険（リスク）について適切に分析を行い、メリット・デメリットを含めて総合的に検討を行い意思決定するものとします。 (2) 体系的なリスク管理を行うための関係規程を定め、損失の危険（リスク）の予防、発生時の対応、及び再発の防止を図ることとします。 (3) 「コンプライアンス・リスク管理委員会」にて損失の危険（リスク）の予防、発生時の対応、及び再発の防止について、総合的に当社が置かれた状況、及び社会的な背景を鑑みたくえて、課題を定め、対応を検討し、モニタリングをすることとします。 (4) 損失の危険（リスク）を総合的に把握するための情報収集スキーム及び報告ルール等を整備することとします。 (5) 各種専門的な分野における委員会を設置し、それぞれの分野における損失の危険（リスク）の予防、発生時の対応、及び再発の防止について、適切に審議することとします。
・運用状況の概要 (1) 稟議決裁において、資料にメリット・デメリットの情報を整理して記載することとして損失の危険（リスク）を含めて把握し、総合的に意思決定を行っております。 (2) 取締役会においては、独立した社外取締役及び社外監査役から損失の危険（リスク）の面からの質問も活発にされ、総合的な検討のもと、意思決定をしております。 (3) 体系的なリスク管理を行うため、「リスクマネジメント規程」を整備し、損失の危険（リスク）の予防、発生時の対応、再発防止を図っております。 (4) 「コンプライアンス・リスク管理委員会」では、想定される、損失の危険（リスク）に関して各部門が認識し対応を把握するため、「リスク管理一覧表」を作成し、当社の業務マニュアルと連動させることにより具体的対応の周知、徹底を図っております。また、各部門は損失の危険（リスク）に関する事項について、定期的に見直しを行い、この「リスク管理一覧表」を更新しております。 (5) 「コンプライアンス・リスク管理委員会」を年2回以上開催して、その際に課題を定め、対応を討議し、さらに対応状況をモニタリングしており、その結果については、定期的に取り締役に報告しております。 (6) 総合的に損失の危険（リスク）に関する情報を収集するための報告窓口を整備し、情報の収集をしております。 (7) 各種専門的な分野における委員会は定期的に開催され、特に当社の最も重要な経営資源である商品の品質に関しては、より一層の品質管理向上を目指して「品質向上委員会」にて様々な角度から討議しております。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制	
・方針	(1) 中期の計画及び年度ごとの会社方針を策定し、各部門における方針を迅速かつ統一的に策定できるようにすることとします。 (2) 職務の執行が効率的に行われるよう、各部門及び現場の情報が迅速かつ適切に経営陣全体で共有できるような体制とすることとします。 (3) 経営陣による意思決定又は各部門により実施される各施策が現場を含めた全社的に効率的に伝わるような体制とすることとします。 (4) 業務を標準化するための業務マニュアルを中期的に定着させることにより、役割分担、意思決定、業務の簡素化及び効率化を図ることとします。 (5) 各部門又は各機能における業務執行の責任者を定め、権限の委譲、階層の簡素化を図ることとします。
・運用状況の概要	(1) 「中期経営計画」を策定し、かつ年度ごとの計画を策定しており、各部門は「部門政策」において、当該計画を踏まえ、各部門の方針を策定しております。 (2) 法定の会議体のほか、経営会議、営業会議等の定期的な開催により月次・週次・日次で経営陣は、各部門の情報を共有しており、各部門間においても情報を共有しております。 (3) 前項の会議体による情報の伝達のほか、現場を含め全社的に各施策、指示及び情報を伝達するための社内インフラを整備しております。さらに、当社において重要な位置づけにある店舗においても、システム化された「業務連絡」として機能しております。 (4) 業務マニュアルを「業務基準書」として定着させており、定期的に更新され、そのなかで役割分担等が定められ、業務を標準化し、効率化しております。 (5) 業務執行の迅速化のため、執行役員制度を採用し、権限を付与し、迅速な意思決定及び業務執行の効率化を図っております。
4. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制	
・方針	(1) 取締役の職務の執行に係る情報は、関係規程を定め、その関係規程及び法令に基づき、各担当部署に適切に保存及び管理することとします。
・運用状況の概要	(1) 関係規程及び法令に基づき、各担当部門に取締役の職務の執行に必要な会議体資料や議事録等の情報を適切に保存及び管理しており、必要に応じて取締役及び監査役が閲覧できるようにしております。また、情報セキュリティについては「システム情報管理基準」に従って管理しておりますが、技術水準の動向に留意しながら、必要に応じて見直しを行っております。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・方針

 - (1) 社内規程にて使用人が遵守すべき事項を定めることとし、これらに従い使用人が職務を執行することを徹底することとします。
 - (2) 倫理・法令遵守に係る概括的な規定として行動指針を整備し、使用人はこれを遵守するよう徹底することとします。
 - (3) 使用人が留意すべき事項について、研修及び勉強会をととして学ぶ機会を設けることとします。
 - (4) コンプライアンスに関わる問題に関して、使用人が通報・相談できる窓口を設置し、問題の発見、予防を図ることとします。
 - (5) 法令、定款、社内規程、及び当社が定める業務マニュアルである「業務基準書」を遵守させるため、監査を行うこととします。
- ・運用状況の概要

 - (1) 「社員就業規則」「賞罰規程」「個人情報保護規程」等にて、使用人が遵守すべき事項を定め、使用人が常時閲覧できるよう社内インフラに掲示しております。また、使用人が携帯すべき冊子において、当社において遵守すべき事項を掲載しております。
 - (2) 「良品計画グループコンプライアンス行動指針」を定め、社内のインフラに掲載するとともに、取締役、監査役、執行役員、使用人に配布する冊子にも併せて掲載しております。
 - (3) 個人情報についてのEラーニング、店長研修等を実施し、使用人が留意すべき事項について学ぶ機会を設けております。
 - (4) 通報・相談できる窓口として「良品計画グループヘルプライン」を社内及び社外に設置し、社外の窓口については、弁護士がこれにあたっております。
 - (5) 定期的に監査を実施し、取締役会に報告しております。また、当該監査において発見された問題については、改善に着手しております。

6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・方針 (1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制 子会社の経営上の重要事項に関しては、子会社に関する規程において定め、事前承認又は当社に報告を求めるとともに、案件によっては当社の会議体、その他の決裁の場において審議することとします。 (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制 子会社の損失の危険（リスク）の管理に関しては、子会社に対しても当社と同様の取り組みを推進し、損失の危険（リスク）について迅速に当社に報告できる体制を整備することとします。 (3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 子会社の取締役に対して、職務の執行が効率的に行われるよう、中期計画、年度計画の策定、現場の情報の共有、意思決定の伝達体制、及び業務マニュアルの整備を求めることとします。 (4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 子会社における職務の執行に関する規程を整備し、問題が発生した場合の通報窓口を設置することとします。また、子会社に対してコンプライアンスを求めることとします。
・運用状況の概要 (1) 子会社の経営上の重要事項については、「関係会社管理規程」「業務決裁規程」等の子会社に関する規程を整備しております。当該規程に基づいて、子会社を指導し、子会社の経営上の重要事項について当社にて審議・決裁をしております。 (2) 子会社の損失の危険（リスク）の管理に関して、当社は「グループリスク管理規程」を定めており、当該規程に基づいて、子会社においても同様の取り組みを行うよう推進しております。また、損失の危険（リスク）が発生した場合、又はそのおそれがある場合に迅速に当社に報告できるよう、24時間報告を受けられる窓口を設置しております。 (3) 子会社において、中期計画、年度計画が策定され、業務マニュアルの整備を進めており、必要に応じて見直しております。また、現場の情報が共有され当社に報告されております。 (4) 子会社にも適用される「良品計画グループコンプライアンス行動指針」を整備し、子会社に対しても周知し、指導をしております。また、子会社も対象となる通報窓口である「良品計画グループヘルプライン」を設置するとともに、子会社に問題があった際に24時間受けられる報告窓口も設置しております。子会社からは定期的にその状況が取締役に報告され、適宜適切に取締役会において指導しております。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性に関する体制及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する体制	
・方針	(1) 内部監査部門は、監査役の求め又は指示により監査役の職務の遂行を補助することとします。また、内部監査部門所属の使用人が監査役の求め又は指示により監査役の職務の遂行を補助する際に、取締役は一切不当な制約をしてはならないものとします。
・運用状況の概要	(1) 内部監査部門には、専任の使用人を数名配置しております。また、取締役は、内部監査部門が監査役の職務の遂行を補助する際には、一切不当な制約をしておりません。
8. 監査役への報告に関する体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制	
・方針	(1) 取締役又は使用人は、監査役の求めに応じて会社経営及び事業運営上の重要事項並びに業務執行の状況及び結果について監査役に報告するものとします。この重要事項には、コンプライアンスに関する事項及びリスクに関する事項、その他内部統制に関する事項を含みます。 (2) 監査役に報告をした者について、当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けることがないこととします。
・運用状況の概要	(1) 監査役は必要に応じて、取締役、執行役員又は使用人を監査役会に参加させ、報告をさせております。また、監査役は、必要に応じて部門の方針を策定する会議を含め、各会議体に出席しております。 (2) 監査役に報告をした者が不利な取扱いを受けておりません。また、各関係規程において通報者が不利な取扱いを受けないことを定めております。
9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針に関する事項	
・方針	(1) 監査役の職務の執行に必要な費用については、監査役が必要と考える金額を予算とするとともに、想定していなかった事由のために必要となった費用についても、当社が負担するものとします。
・運用状況の概要	(1) 監査役の職務の執行に必要な費用については、出張旅費、書籍代、調査費、その他の必要な費用について、当社が負担しております。

10. その他、監査役の監査が、実効的に行われることを確保するための体制

・方針

- （1）経営の最高責任者と監査役が定期的に課題について協議し、意思疎通を図る機会を設けるものとします。
- （2）会計監査人と監査役が連携できる体制とします。
- （3）監査役の求めに応じて各会議体に参加し、各課題の検討・討議・意思決定に影響を与えることができる体制とします。

・運用状況の概要

- （1）代表取締役社長と監査役は、定期的な意見交換会を行っており、経営上の課題、会社を取り巻く損失の危険（リスク）、及び監査上の重要課題について意思疎通を図っております。
- （2）監査役は、会計監査人から定期的に会計監査の方法と結果等について報告を受けるほか、随時会計監査人及び内部監査部門と情報の共有を行っております。
- （3）監査役は、法定会議のほか、「コンプライアンス・リスク管理委員会」等の委員会、その他、社内の会議に必要なに応じて適宜出席し、意見を述べております。

以 上

本事業報告に記載の金額は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2020年3月1日から2020年8月31日まで)

	株主資本					(単位：百万円)	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
2020年3月1日期首残高	6,766	10,875	199,590	△13,984	203,246		
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当			△4,797		△4,797		
親会社株主に帰属する当期純損失			△16,917		△16,917		
自己株式の処分				18	18		
株式報酬取引による増加		24			24		
株主資本以外の項目の							
連結会計年度中の変動額（純額）							
連結会計年度中の変動額合計	－	24	△21,715	18	△21,671		
2020年8月31日期末残高	6,766	10,900	177,874	△13,965	181,574		
	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	その他の包括 利益累計額合計			
2020年3月1日期首残高	1,604	1,652	△2,462	794	754	3,696	208,492
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△4,797
親会社株主に帰属する当期純損失							△16,917
自己株式の処分							18
株式報酬取引による増加							24
株主資本以外の項目の							
連結会計年度中の変動額（純額）	0	△978	△1,236	△2,214	177	△1,790	△3,828
連結会計年度中の変動額合計	0	△978	△1,236	△2,214	177	△1,790	△25,500
2020年8月31日期末残高	1,605	674	△3,699	△1,419	931	1,905	182,992

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	26社
連結子会社の名称	RYOHIN KEIKAKU EUROPE LTD. RYOHIN KEIKAKU FRANCE S.A.S. 株式会社MUJI HOUSE MUJI (HONG KONG) CO., LTD. MUJI (SINGAPORE) PRIVATE LTD. MUJI ITALIA S.p.A. MUJI Korea Co., Ltd. 無印良品（上海）商業有限公司 MUJI Deutschland GmbH MUJI Global Sourcing Private Limited MUJI U.S.A. Limited MUJI EUROPE HOLDINGS LIMITED 愛姆吉斯（上海）貿易有限公司 MUJI (MALAYSIA) SDN.BHD. MUJI Retail (Thailand) Co., Ltd. MUJI RETAIL (AUSTRALIA) PTY LTD 台湾無印良品股份有限公司 MUJI CANADA LIMITED MUJI SPAIN, S.L. MUJI PORTUGAL, LDA Ryohin-Keikaku Reliance India Private Limited MUJI Sweden Aktiebolag MUJI Switzerland AG MUJI Finland Oy MUJI Denmark ApS MUJI RETAIL (VIETNAM) LIMITED LIABILITY COMPANY
	非連結子会社はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の数	1 社
持分法を適用した関連会社の名称	MUJI PHILIPPINES CORP.
持分法を適用していない非連結子会社はありません。	

(3) 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項

MUJI PHILIPPINES CORP.は決算期変更の手続きが完了していないため決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成にあたっては仮決算に基づく計算書類を使用しております。

(4) 連結決算日の変更に関する事項

当社は、グループ内で決算期を統一することで、経営情報の適時・的確な開示をはかり、経営の効率化及び透明性をさらに高めるため、また、将来適用を検討している国際会計基準(IFRS)に規定されている連結会社の決算期統一の必要性に対応するため、事業年度を毎年9月1日から翌年8月31日までに変更致しました。

これに伴い、決算期変更の経過期間となる当連結会計年度は2020年3月1日から2020年8月31日までの6か月決算となっております。

(5) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、MUJI (SINGAPORE) PRIVATE LTD.、MUJI (MALAYSIA) SDN.BHD.、及びMUJI U.S.A. Limitedは決算期変更の手続きが完了していないため決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成にあたってはそれぞれ仮決算に基づく計算書類を使用しております。なお、仮決算日と連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

また、Ryohin-Keikaku Reliance India Private Limitedの決算日は3月31日、無印良品（上海）商業有限公司、及びMUJI RETAIL (VIETNAM) LIMITED LIABILITY COMPANYの決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成にあたってはそれぞれ仮決算に基づく計算書類を使用しております。なお、仮決算日と連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

上記以外の連結子会社は決算日を8月31日に変更しております。

(6) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券	
満期保有目的債券	償却原価法
その他有価証券	
時価のあるもの	決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
時価のないもの	移動平均法による原価法
ロ. たな卸資産	
商品	主として総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
仕掛品	個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
貯蔵品	最終仕入原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
ハ. デリバティブ	
	時価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産(リース資産を除く)	
	定額法によっております。 なお、国内法人は、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
ロ. 無形固定資産(リース資産を除く)	
	定額法によっております。 但し、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年～10年)に基づく定額法によっております。
ハ. リース資産	
	リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。
ニ. 使用権資産	
	リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上方法

イ. 貸倒引当金	
	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
ロ. 賞与引当金	
	連結子会社においては、従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
ハ. 役員賞与引当金	
	役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき当連結会計年度における見積額を計上しております。

二. 役員退職慰労引当金

連結子会社においては役員の退職により支給する退職慰労金に充てるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

なお、当社は2004年5月より株式型の報酬制度を設け、従来の退職慰労金制度を廃止しております。

また、2017年4月より当社外国籍執行役員を対象に、金銭による株価連動報酬（ファントムストック）制度を設けており、株価に当社の定める一定の基準に従って算定された数を乗じた額を計上しております。

ホ. ポイント引当金

顧客に付与したポイントの利用に備えるため、将来利用されると見込まれる額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

イ. 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

ロ. その他の工事

工事完成基準

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

為替予約

ヘッジ対象

外貨建債権取引、外貨建債務取引及びそれらの予定取引

ハ. ヘッジ方針

為替の相場変動に伴うリスクの軽減を目的に通貨に係るものを対象としてデリバティブ取引を行っており、投機目的のデリバティブ取引は行っておりません。

二. ヘッジ有効性評価の方法

為替相場の変動によるキャッシュ・フローの変動を完全に相殺するものと想定されるため、有効性の評価は省略しております。

⑥ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの効果がおよぶ20年以内の期間にわたり、定額法で償却しております。

⑦ その他連結計算書類の作成のための基本となる事項

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 追加情報

（従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引）

当社は、当社従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブの付与を目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」を導入し、従業員持株会に「良品計画社員持株会専用信託」を通じて2017年4月より自社の株式を交付する取引を行っていましたが、当信託は2020年3月に終了いたしました。

（海外グループの役職員に対する株式インセンティブ報酬制度）

当社は、海外グループ会社の役職員に対する株式インセンティブ・プランとして、信託を用いた新たな業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という）を導入しています。

（1）取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として信託（以下「本信託」という）を設定し、信託を通じて当社株式の取得を行い、当社が定める株式交付規程に従い、一定の要件を満たした海外グループ会社の役職員に対して、その役職及び各グループ会社の業績に応じて付与されるポイントに基づき、本信託を通じて当社株式又は当社株式の換価処分代金相当額の金銭を無償で交付します。なお、本制度の信託契約日は2017年4月19日であり、信託の終了は決算期の変更に伴い、2021年7月末日から2022年1月末日の予定となっております。

（2）信託に残存する自社の株式

本信託に残存する当社株式を、本信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末現在1,486百万円、600,000株であります。

（新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り）

新型コロナウイルス感染症の拡大により、当社グループでは大部分の店舗において営業時間短縮及び臨時休業の措置を講じておりましたが、日本、東アジアでは経済活動が再開し、当社グループの店舗においても段階的に平常時の営業時間に戻しており、これらの地域では売上が回復基調にあります。欧米、西南アジア、オセアニアでは経済活動が制限されている地域があるなど、不透明感があり、新型コロナウイルス感染症の収束時期を見通すことは依然として困難な状況にありますが、経済活動が再開された地域から徐々に業績が回復しております。これらの状況に基づき、繰延税金資産の回収可能性及び固定資産の減損損失等に関する会計上の見積りを行っております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の収束の時期の見通しは不確定要素が多く、感染拡大の状況や経済環境への影響等が当該仮定と乖離する場合には、当社グループの財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額	57,389百万円
----------------	-----------

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式数及び自己株式数に関する事項

株 式 の 種 類		当 連 結 会 計 年 度 期 首 株 式 数 (株)	当 連 結 会 計 年 度 増 加 株 式 数 (株)	当 連 結 会 計 年 度 減 少 株 式 数 (株)	当 連 結 会 計 年 度 末 株 式 数 (株)
発行済株式数	普通株式	280,780,000	－	－	280,780,000
自 己 株 式	普通株式	17,762,540	－	7,600	17,754,940

(注) (変動事由の概要)

1. 当連結会計年度末の自己株式には、2017年4月12日の取締役会において決議された「海外グループ会社の役職員に対する株式インセンティブ報酬制度」の導入に伴う三井住友信託銀行株式会社が所有する当社株式600千株が含まれております。
2. 自己株式の株式数の減少の7千株は、野村信託銀行株式会社（良品計画社員持株会専用信託口）が当期首に所有していた当社の自己株式7千株の持株会への全額譲渡によるものであります。なお、当該信託の当期末残高はありません。

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額	1 株 当 た り 配 当 額	基 準 日	効 力 発 生 日
2020年5月27日 定 時 株 主 総 会	普通株式	4,797百万円	18円20銭	2020年2月29日	2020年5月28日

(注) 2020年5月27日の定時株主総会において決議された配当金の総額には野村信託銀行株式会社（良品計画社員持株会専用信託口）が所有する当社株式に対する0百万円、三井住友信託銀行株式会社が所有する当社株式に対する10百万円が含まれております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
上記の事項について、次のとおり付議いたします。

決 議	株式の種類	配 当 の 原 資	配 当 金 の 総 額	1 株 当 た り 配 当 額	基 準 日	効 力 発 生 日
2020年11月27日 定 時 株 主 総 会	普通株式	利益剰余金	1,318百万円	5円	2020年 8月31日	2020年 11月30日

(注) 2020年11月27日の定時株主総会において決議予定の配当金の総額には三井住友信託銀行株式会社が所有する当社株式に対する3百万円が含まれております。

(3) 新株予約権に関する事項

発 行 日	目 的 と な る 株 式 の 種 類	目 的 と な る 株 式 の 数
2005年4月6日	普通株式	14,000株
2005年6月15日	普通株式	18,000株
2006年7月12日	普通株式	7,000株
2006年7月12日	普通株式	7,000株
2007年7月19日	普通株式	13,000株
2008年7月17日	普通株式	33,000株
2009年7月28日	普通株式	58,000株
2010年7月26日	普通株式	60,000株
2011年6月16日	普通株式	68,000株
2012年6月28日	普通株式	63,000株
2013年6月27日	普通株式	41,000株
2014年6月19日	普通株式	29,000株
2015年6月11日	普通株式	26,000株
2016年6月23日	普通株式	20,000株
2017年6月22日	普通株式	26,000株
2018年6月21日	普通株式	21,000株
2019年5月9日	普通株式	1,760,000株
2019年7月4日	普通株式	68,000株
2020年7月9日	普通株式	36,300株
合 計		2,368,300株

(注) 上記新株予約権の目的となる株式の数は、2019年9月1日付で実施された株式分割（1：10）後の数値を記載しております。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性かつ流動性の高い金融商品に限定し、資金調達については、設備投資計画に照らして必要な資金を銀行から調達しております。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されており、未収入金は主に取引先に預託しているものであり、預託先の信用リスクに晒されております。また一部海外事業を行うにあたり生じる外貨建て営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に店舗の出店の際に締結した賃貸借契約に基づき差し入れたものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金並びに未払費用は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

借入金は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。

リース債務は、主に店舗の出店の際に締結した賃貸借契約に基づくものであり、一部は変動金利となるため、金利の変動リスクにさらされております。

リース解約債務は、主に店舗の賃貸借契約を解除した際に発生する解約金になります。

デリバティブ取引は、外貨建て取引に係る為替の変動リスクを低減するために利用している先物為替予約であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記(4) 会計方針に関する事項

⑤重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権である受取手形及び売掛金、未収入金並びに敷金及び保証金については、与信管理規程に従い、担当部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付けを有する金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

商品等の輸出入に伴う外貨建て取引については、通貨別に把握された為替の変動リスクに対して、一部先物為替予約を利用してリスクの低減に努めております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、デリバティブ管理規程に従い、ポジション枠を設けて運用にあたり、グループ取引の状況については、半期ごとに取締役会に報告しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告等に基づき担当部署が資金繰りを勘案するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年8月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含まれておりません。（（注）2をご参照ください。）

	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
(1) 現金及び預金	92,308	92,308	－
(2) 受取手形及び売掛金	9,215	9,215	－
(3) 有価証券及び投資有価証券	3,792	3,792	－
(4) 未収入金	11,930	11,930	－
(5) 敷金及び保証金	3,131	2,994	△137
資産計	120,377	120,240	△137
(1) 買掛金	19,507	19,507	－
(2) 短期借入金	4,482	4,482	－
(3) 未払金	9,323	9,323	－
(4) 未払費用	5,389	5,389	－
(5) 長期借入金 （1年内返済予定の長期借入金含む）	72,323	71,681	△641
(6) リース債務 （1年内返済予定のリース債務含む）	32,804	30,737	△2,067
(7) リース解約債務	3,220	3,220	－
負債計	147,051	144,342	△2,708
デリバティブ取引（*）	1,069	1,069	－

（*）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（注） 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金 (2) 受取手形及び売掛金 (4) 未収入金

これらは短期的に決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(5) 敷金及び保証金

下記2. を除く敷金及び保証金（返還時期が確定しているもの）については、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等、適切な指標で割引いた現在価値により算定しております。

負債

- (1) 買掛金 (2) 短期借入金 (3) 未払金 (4) 未払費用 (7) リース解約債務
これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (5) 長期借入金
これらの時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。
- (6) リース債務
リース債務の時価については、元利金の合計額を同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	316
敷金及び保証金（*）	15,493

（*）返済期限が確定していないため、将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「（5）敷金及び保証金」には含めておりません。

3. 金融債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 （百万円）	1年超 5年以内 （百万円）	5年超 10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
現金及び預金	92,308	－	－	－
受取手形及び売掛金	9,215	－	－	－
未収入金	11,930	－	－	－
敷金及び保証金	410	1,358	917	444
合計	113,865	1,358	917	444

4. 短期借入金、長期借入金、リース債務及びリース解約債務の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 （百万円）	1年超 2年以内 （百万円）	2年超 3年以内 （百万円）	3年超 4年以内 （百万円）	4年超 5年以内 （百万円）	5年超 （百万円）
短期借入金	4,482	－	－	－	－	－
長期借入金	360	66,963	－	5,000	－	－
リース債務	7,253	6,452	5,072	4,105	2,990	6,930
リース解約債務	3,220	－	－	－	－	－
合計	15,315	73,415	5,072	9,105	2,990	6,930

6. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額684.94円
- (2) 1株当たり当期純損失64.32円
- (注) 1. 1株当たり純資産額は期末発行済株式数（自己株式控除後）に基づいて算出しております。なお、自己株式には「海外グループ会社の役職員に対する株式インセンティブ報酬制度」の導入に伴う三井住友信託銀行株式会社が所有する当社株式を含めております。
2. 1株当たり当期純損失は期中平均発行済株式数（自己株式控除後）に基づいて算出しております。なお、自己株式には野村信託銀行株式会社（良品計画持株会専用信託口）が保有する当社株式及び、三井住友信託銀行株式会社が所有する当社株式を含めております。

7. 重要な後発事象に関する注記

リース解約損について

当社グループの連結子会社であるMUJI U.S.A. Limitedは、2020年7月及び8月に一部の店舗の賃貸人に対し、退去通知を行い、2020年8月までに店舗の営業を終了し、使用を中止しております。米国会計基準に基づき、当連結会計年度において、店舗の賃貸借契約の残存期間の賃借料相当となる3,220百万円をリース解約債務、また3,236百万円をリース解約損として計上しております。なお、2020年9月の米国デラウェア州の裁判所の承認により、同負債額の上限が607百万円に確定しており、翌連結会計年度以降において、少なくとも2,613百万円の債務免除益の計上が見込まれております。

8. その他の注記

減損損失に関する注記

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。主に店舗又は拠点を最小単位としてグルーピングしております。減損対象とした店舗・拠点については、本部経費等配賦後のキャッシュ・フローがマイナス又は一定水準に満たないため、特別損失として14,265百万円を計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しており、使用価値は将来キャッシュ・フローを6.00%～13.50%で割引いて算出しております。

(単位：百万円)

会 社 名 ・ 場 所	用 途	種 類	金 額
当社 東京都他	店舗	建物附属設備他	5,128
MUJI CANADA LIMITED カナダ	店舗	建物附属設備及び 使用権資産他	2,706
MUJI U.S.A. Limited アメリカ合衆国	店舗	建物附属設備他	2,358
MUJI Deutschland GmbH他（欧州） ドイツ他	店舗等	建物附属設備及び 使用権資産、のれん他	2,742
MUJI Korea他（東アジア） 韓国他	店舗	建物附属設備他	867
MUJI (SINGAPORE) PRIVATE LTD.他 （西南アジア・オセアニア） シンガポール他	店舗	建物附属設備及び 使用権資産他	462
		計	14,265

リース解約損に関する注記

リース解約損に関する注記については、「連結注記表7.重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

株主資本等変動計算書

(2020年3月1日から2020年8月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			
						圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
2020年3月1日期首残高	6,766	10,075	703	10,778	493	23	57,700	110,034	168,251
事業年度中の変動額									
任意積立金の積立						6		△6	－
剰余金の配当								△4,797	△4,797
当期純損失								△17,670	△17,670
自己株式の処分									
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	6	－	△22,475	△22,468
2020年8月31日期末残高	6,766	10,075	703	10,778	493	30	57,700	87,558	145,782

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
2020年3月1日期首残高	△13,984	171,811	1,604	1,652	3,257	754	175,823
事業年度中の変動額							
任意積立金の積立		－					－
剰余金の配当		△4,797					△4,797
当期純損失		△17,670					△17,670
自己株式の処分	18	18					18
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			0	△978	△977	177	△800
事業年度中の変動額合計	18	△22,450	0	△978	△977	177	△23,250
2020年8月31日期末残高	△13,965	149,361	1,605	674	2,279	931	152,573

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 決算日の変更に関する事項
- 当社は、グループ内で決算期を統一することで、経営情報の適時・的確な開示をはかり、経営の効率化及び透明性をさらに高めるため、また、将来適用を検討している国際会計基準(IFRS)に規定されている連結会社の決算期統一の必要性に対応するため、事業年度を毎年9月1日から翌年8月31日までに変更致しました。
- これに伴い、決算期変更の経過期間となる当会計年度は2020年3月1日から2020年8月31日までの6か月決算となっております。
- (2) 資産の評価基準及び評価方法
- ① 有価証券
- | | |
|-------------|---|
| 子会社及び関連会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| 満期保有目的債券 | 償却原価法 |
| その他有価証券 | |
| 時価のあるもの | 決算期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) |
| 時価のないもの | 移動平均法による原価法 |
- ② たな卸資産
- | | |
|-----|---|
| 商品 | 総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定) |
| 貯蔵品 | 最終仕入原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定) |
- ③ デリバティブ 時価法
- (3) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産(リース資産を除く) 定額法
- なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
- ② 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法
- 但し、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年~10年)に基づく定額法によっております。
- ③ 長期前払費用 均等額償却
- (4) 重要な引当金の計上方法
- ① 貸倒引当金
- 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 役員賞与引当金
- 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度における支給見込額に基づき当事業年度に対応する見積額を計上しております。

- ③ 役員退職慰労引当金 2004年5月より株式型の報酬制度を設け、従来の退職慰労金制度を廃止しております。
また、2017年4月より当社外国籍執行役員を対象に、金銭による株価連動報酬（ファントムストック）制度を設けており、株価に当社の定める一定の基準に従って算定された数を乗じた額を計上しております。
 - ④ ポイント引当金 顧客に付与したポイントの利用に備えるため、将来利用されると見込まれる額を計上しております。
 - ⑤ 債務保証損失引当金 債務保証等に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。
 - ⑥ 関係会社事業損失引当金 関係会社の事業に係る損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、損失見込額を計上しております。
- (5) ヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理を採用しております。
 - ② ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段
為替予約
ヘッジ対象
外貨建債権取引、外貨建債務取引及びそれらの予定取引
 - ③ ヘッジ方針
為替の相場変動に伴うリスクの軽減を目的に通貨に係るものを対象としてデリバティブ取引を行っており、投機目的のデリバティブ取引は行っておりません。
 - ④ ヘッジ有効性評価の方法
為替相場の変動によるキャッシュ・フローの変動を完全に相殺するものと想定されるため、有効性の評価は省略しております。
- (6) その他計算書類の作成のための基本となる事項
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 追加情報

（従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引）
従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する注記については、「【連結注記表】2.追加情報」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

（海外グループの役職員に対する株式インセンティブ報酬制度）
海外グループの役職員に対する株式インセンティブ報酬制度に関する注記については、「【連結注記表】2.追加情報」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

（新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り）
新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積りに関する注記については、「【連結注記表】2.追加情報」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	27,841百万円
(2) 関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	19,349百万円
長期金銭債権	857百万円
短期金銭債務	1,202百万円
(独立掲記しているものは除いております。)	
(3) 保証債務等残高	790百万円

会 社	内 容	金額(百万円)
MUJI U.S.A. Limited	家賃支払に対する保証	543
MUJI ITALIA S.p.A.	家賃支払に対する保証	125
MUJI RETAIL (AUSTRALIA) PTY LTD	家賃支払に対する保証	121
MUJI PORTUGAL, LDA	家賃支払に対する保証	0

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
① 売上高及び営業収入	23,609百万円
② 仕入高	4,249百万円
③ その他営業取引高	135百万円
④ 営業取引以外の取引高	1,163百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数				
自 己 株 式	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末株式 数(株)
普 通 株 式	17,762,540	－	7,600	17,754,940

- (注) (変動事由の概要)
- 1. 当事業年度末の自己株式には、2017年4月12日取締役会において決議された「海外グループ会社の役員に対する株式インセンティブ報酬制度」の導入に伴う三井住友信託銀行株式会社が所有する当社株式600千株が含まれております。
 - 2. 自己株式の株式数の減少の7千株は、野村信託銀行株式会社（良品計画社員持株会専用信託口）が当期首に所有していた当社の自己株式7千株の持株会への全額譲渡によるものであります。なお、当該信託の当期末残高はありません。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、貸倒引当金、関係会社株式評価損、減損損失であり、繰延税金資産から控除した評価性引当額は6,431百万円であります。

7. 関連当事者との取引に関する注記

関連会社等

種類	会社等の 名称	議決権 等の所有 割合	関連当事者 との関係	取引 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	無印良品 (上海) 商業有限公司	100%	商品の供給 役員の兼務	商品売買 (注) 1	6,506	売掛金	3,629
子会社	MUJI U.S.A. Limited	100%	商品の供給 役員の兼務	資金の貸付 利息の受取 (注) 2	2,611 38	関係会社 長期貸付金	6,783
子会社	台湾無印良品 股份有限公司	100%	商品の供給 役員の兼務	商品売買 (注) 1	3,617	売掛金	2,651
子会社	MUJI EUROPE HOLDINGS LIMITED	66%	商品の供給 役員の兼務	商品売買 (注) 1	2,807	売掛金	3,630

- (注) 1. 商品売買、ロイヤリティ等の受取の取引条件はグループ会社との間で同一の合理的な基準により決定しております。
2. 貸付金の利率は市場金利を勘案して決定しております。
MUJI U.S.A.Limitedに対する関係会社長期貸付金に対し、6,763百万円の貸倒引当金を計上しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 576.53円
- (2) 1株当たり当期純損失 67.18円

- (注) 1. 1株当たり純資産額は期末発行済株式数（自己株式控除後）に基づいて算出しております。なお、自己株式には「海外グループ会社の役職員に対する株式インセンティブ報酬制度」の導入に伴う三井住友信託銀行株式会社が所有する当社株式を含めております。
2. 1株当たり当期純損失は期中平均発行済株式数（自己株式控除後）に基づいて算出しております。なお、自己株式には野村信託銀行株式会社（良品計画持株会専用信託口）が保有する当社株式及び、三井住友信託銀行株式会社が所有する当社株式を含めております。

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

減損損失に関する注記

減損損失に関する注記については、「【連結注記表】8. その他の注記」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。